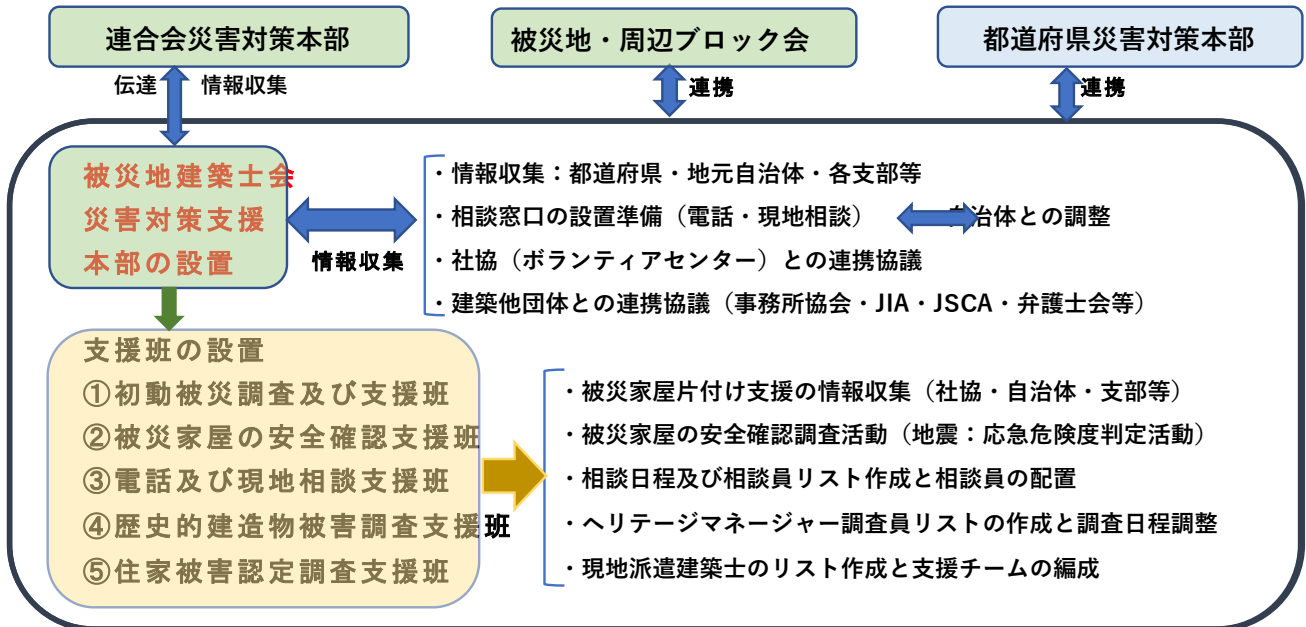


II 被災地建築士会の災害対応行動フロー

● 発災直後 1週間（被災情報収集と体制整備）

- ①被災地建築士会災害対策支援本部（支援ネットワーク）等の設置
 - ・被害情報（被害状況の把握）の収集と発信（地元自治体・被災支部・連合会）
 - ・連合会やブロック会、他団体との連絡調整
 - ・防災まちづくり部会地域リーダーや支部会員からの情報収集と発信
- ②職員及び会員の安全確認、動静確認及び災害状況に応じた災害支援班の編成



● 発災後 1週間～1ヵ月（被災調査と応急活動支援）

- ③被災家屋の安全確認調査（応急危険度判定調査他、風水害被災家屋の調査）
 - ・避難所の安全確認調査（応急危険度判定調査）
 - ・避難所の生活改善への助言
- ④住宅相談窓口の設置（電話、行政、現地）
 - ・他団体との連携活動（弁護士会・災害NPO団体・社会福祉協議会など）
- ⑤住家被害認定調査への技術支援
- ⑥被災家屋応急処置の相談と指導
 - ・被災家屋片付けボランティア活動への助言
- ⑦歴史的建造物被災状況を連合会等と情報共有（文化財及び未指定歴史的建造物）
- ⑧木造応急仮設住宅の配置計画及び建設支援

● 発災後 1ヵ月～6ヵ月（復旧活動への支援）

- ⑥被災家屋の応急修理の実施及び行政支援
- ⑨ドクターチーム調査への協力・修復支援（文化財及び未指定歴史的建造物）
- ⑩住宅相談窓口の継続設置（電話、行政、現地）

● 発災後 6ヵ月～2年～（復興活動への支援）

- ⑪被災家屋の本格復旧・復興
- ⑫木造復興住宅や災害復興住宅への建設支援
 - ・住宅再建支援連絡会への設置支援
- ⑬復興まちづくりへの技術支援（防災集団移転事業による高台移転等）
- ⑭弁護士会等との連携による復旧工事に伴う紛争相談窓口の設置
 - ・他団体との連携による生活再建に向けた相談窓口の設置
- ⑮災害支援活動の報告書の作成と共有